（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正）

第二条　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に改める。

第二条第一項中「又は第三号」を「若しくは第三号又は第四十条第二項第五号」に改め、同条第二項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改める。

第五条各号列記以外の部分中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改め、同条第六号中「すべて」を「全て」に、「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改め、同条第九号の次に次の一号を加える。

九の二　別表第四の医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員は、当該教育内容を教授する教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（以下「医療的ケア教員講習会修了者等」という。）であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

第六条中「第三十九条第二号」を「第四十条第二項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改め、同条第二号中「あつては」を「あつては」に改める。

第七条中「第三十九条第三号」を「第四十条第二項第三号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七条の二　法第四十条第二項第五号に規定する養成施設（別表第五において「第五号養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ　修業年限は、六月以上であること。

ロ　教育の内容は、別表第五に定めるもの以上であること。

ハ　別表第五に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ニ　別表第五に定める教育の一部を他の養成施設等に実施させる場合には、当該他の養成施設等についてその分担する教育の内容に関して適切な水準が確保されていること。

ホ　ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という。）であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1)　介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

(2)　学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者

(3)　学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第四号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者

(4)　法第四十条第二項第五号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第五に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程Ⅰから Ⅲまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者

(5)　法附則第九条第一項に規定する高等学校又は中等教育学校（次号ハ(5)において「特例高等学校等」という。）の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者

ヘ　介護過程Ⅲを教授する教員は、ホの(1)から(5)までのいずれかに該当する者であつて、かつ、第五条第十四号ロに規定する講習会を修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を置くこと。

ト　医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

チ　一学級の定員は、五十人以下であること。

リ　同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。

ヌ　教育上必要な機械器具、模型、図書その他の設備を有すること。

ル　管理及び維持経営の方法が確実であること。

ヲ　入所し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

二　通信課程に係る基準

イ　前号イ、ロ、ニ、ヘ及びト並びにヌからヲまでに該当するものであること。

ロ　別表第五に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人以上の専任教員を有すること。

ハ　ロの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、実務者研修教員講習会修了者等であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1)　介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

(2)　学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者

(3)　学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第四号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者

(4)　法第四十条第二項第五号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第五に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程Ⅰから Ⅲまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者

(5)　特例高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者

ニ　印刷教材は、別表第五の科目の欄に定める各科目について、同表の時間数の欄に定める時間数以上の学習を必要とするものであつて、その内容が次によるものであること。

(1)　正確及び公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。

(2)　統計その他の資料が新しく、かつ、信頼できるものであること。

(3)　自学自習についての便宜が適切に図られていること。

ホ　印刷教材による授業における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法が次によるものであること。

(1)　通信指導は、計画的に行うこと。

(2)　添削指導は、別表第五の科目の欄に定める各科目（面接授業により行う科目を除く。）について一回以上行うこととし、添削に当たつては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。

ヘ　面接授業においては、通信指導及び添削指導において修得することが求められている知識及び技能の修得がなされていることにつき確認をすること。

ト　面接授業における一学級の定員は、五十人以下であること。

チ　面接授業の実施期間において、同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。